

平成26年3月21日
在デュッセルドルフ日本国総領事館

2014年度4歳児ドイツ語能力確認プログラムについて
(第2段階の視察と補習免除申請)

ノルトライン・ヴェストファーレン州内では、2007年から4歳児に対してドイツ語能力確認のための視察が実施されています。州教育大臣と青少年家庭大臣連名のパンフレットによれば、この視察は義務化されており、その結果、ドイツの小学校に就学するにはドイツ語の補習が必要とみなされた場合は、第2段階として、指定された幼稚園での再視察と語学の指導(ドイツ語による遊びの時間)を受けることが義務付けられています。

当館ではこの件に関し、日系幼稚園関係者との意見交換、州教育省の責任者らとの会合等を重ね、一定の条件を満たしていれば、第2段階以降の視察及び補習は免除されるとの回答を、州教育省より得ることができました(通園する幼稚園で行われる、第1段階の視察は必須となります)。

つきましては、4歳児のお子様をお持ちの方で、次の条件に該当し、就学2年前のドイツ語能力確認の視察プログラムのうち、第2段階の視察と補習免除を希望される方は、別添の独語版書式(日本語は仮訳で参考までに付けてあります)にご記入の上、4月25日(金)必着にて当館宛に送付いただくようお願い致します。ただし、お子様が日系幼稚園に通われている場合は、幼稚園が取りまとめますので、個別にご申請いただく必要はございません。また、日系幼稚園以外でも、邦人子女が多く通園している園では幼稚園ごとに取りまとめますので、通園されている幼稚園にご確認願います。

条件: ドイツ滞在が一時的なものであり、将来、日本人学校に就学する予定で、日本国籍のみを有する、2009年10月1日から2010年9月30日の間に生まれたお子様

なお、必ずドイツ語版書式にご記入いただくよう、お願い致します。ご参考までに書式の日本語訳を添付しますので、内容をご確認願います。併せて連絡先電話番号もお知らせ願います。

本件問い合わせ先: 在デュッセルドルフ日本国総領事館
電話: 0211-16 48 220
FAX: 0211-16 48 276

An das Schulamt

Hiermit bitten wir um eine Ausnahmegenehmigung für die Freistellung von der Sprachstandsfeststellung zwei Jahre vor der Einschulung (nach § 36 Schulgesetz) - Stufe 2 sowie für die anschließend notwendigen Sprachfördermaßnahmen für unsere/n Sohn/Tochter, da unser Kind die japanische Staatsangehörigkeit besitzt und wir uns nur vorübergehend in Deutschland aufhalten und das Kind im Falle des Schuleintritts voraussichtlich die Japanische Internationale Schule in Düsseldorf-Oberkassel besuchen wird.

Kindergarten
(Name, Adresse)

Unser Kind besucht zurzeit keinen Kindergarten

Angaben zum Kind:

Familienname:	
Vorname:	
Geburtsdatum:	
Geschlecht:	männlich: <input type="checkbox"/> weiblich: <input type="checkbox"/>
Anschrift:	
Staatsangehörigkeit:	japanisch / deutsch /
voraussichtliche Aufenthaltsdauer in NRW: Jahr/e
Name des Vaters:	
Name der Mutter:	

Das Beherrschen der deutschen Sprache ist ein wichtiger Schlüssel für die erfolgreiche Integration und die Zukunft ausländischer Kinder in NRW. Uns ist bewusst, dass kostenlose Sprachkurse, die der Integrationsförderung dienen, für ausländische Kinder, die sich dauerhaft in NRW aufhalten und nicht genügend Deutsch können, zwingend vorgeschrieben sind! Wir versichern, dass wir uns nur vorübergehend in Deutschland aufhalten und daher eine Sprachstandsfeststellung Stufe 2 und einen Sprachkurs für unser Kind aus diesem Grund nicht für notwendig halten.

....., den

.....
Unterschrift des Erziehungsberechtigten

仮訳

ドイツ国滞在は一時的なものであり、子供の就学はデュッセルドルフ市の日本人学校を予定しております。従って、私／どもの息子／娘に関し、就学2年前のドイツ語能力確認の視察プログラム（教育法第36条）の内、第2段階の視察と補習免除に向けた例外的許可を申請いたします。

幼稚園.....
(園名及び住所)

私どもの子供は現在、幼稚園に通っておりません。□

子供について:

姓:	
名:	
生年月日:	
性別:	男: <input type="checkbox"/> 女: <input type="checkbox"/>
住所:	
国籍:	日本/ドイツ /.....
NRW 州の滞在予定期間: 年
父親の名前:	
母親の名前:	

ドイツ語の習得は NRW 州に住む外国人の子供にとって、ドイツ社会への統合と将来のために重要であり、社会に溶け込む為に有用な無料ドイツ語講習は、NRW 州に長期滞在をし、十分なドイツ語を習得していない子供達には、義務として課されるべきと理解しております。

私どものドイツ滞在は一時的なものであるため、ドイツ語能力確認プログラムの第2段階及び補習については必要ないと考えます。

(都市名を記入) 市、 年 月 日 (年月日を記入)

.....
法定代理人の署名